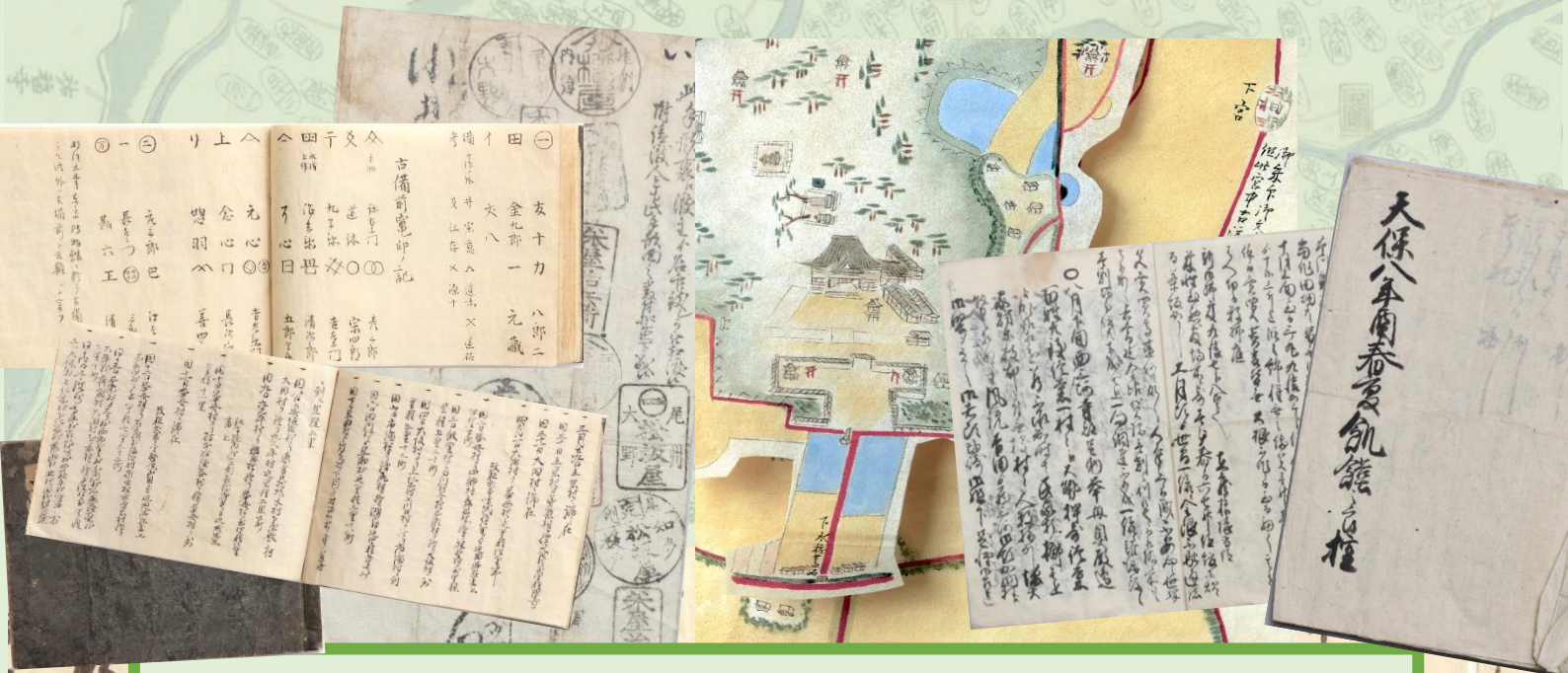


歴史のバックヤード探訪

— どんなモノにもウラがある —



歴史研究では日々、新史料の発見や解釈により定説が覆されています。その一方で、地元の歴史を紐解くカギとなり得る小さな発見も、日夜ひっそりとお披露目されています。

弊所でも三遠南信地域をはじめ、各地の史料を収集しています。そして今回、『愛知大学総合郷土研究所古文書目録8—尾張国・愛知県—』の刊行に伴い、企画展「歴史のバックヤード探訪—どんなモノにもウラがある—」を開催する運びとなりました。

本展では「裏」をテーマに、普段は表舞台に出ない史料にスポットを当てました。文書の裏書や、地租改正の裏で奔走する役人の姿まで、愛知県内各地の史料をご紹介します。

【凡例】

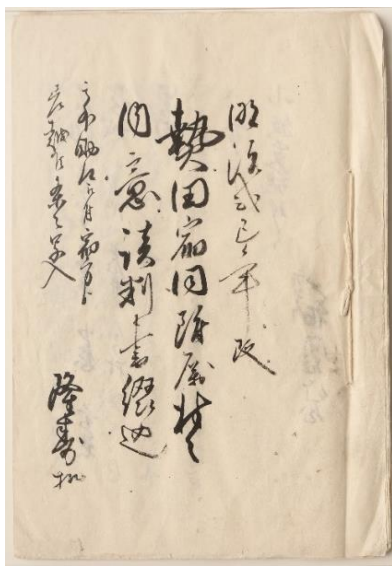
- ・この図録は総合郷土研究所所蔵文書目録8 刊行記念企画展で紹介した史料やパネル等を抜粋・再構成し、新たな知見も加え、web サイト上で公開するものです。展覧会開催時に印刷物の発行はしていません。
- ・本展および図録執筆担当 田中博久（郷土研究員）

バックヤードに眠る史料たち

古文書をはじめ、歴史資料を公開する準備として、史料整理という作業があります。収集した史料の内容はもちろん、いつ・どこで・誰が作成し・誰に宛てたかなどを解読し、リスト化して目録を作成します。

全ての情報を網羅できれば理想的ですが、残念ながらそうはいかず、やむを得ず一部を省略して掲載しています。そのため、現場で面白いと思える史料が見つかって、人目に付くチャンスに恵まれず、収蔵庫で眠っているのが現状です。

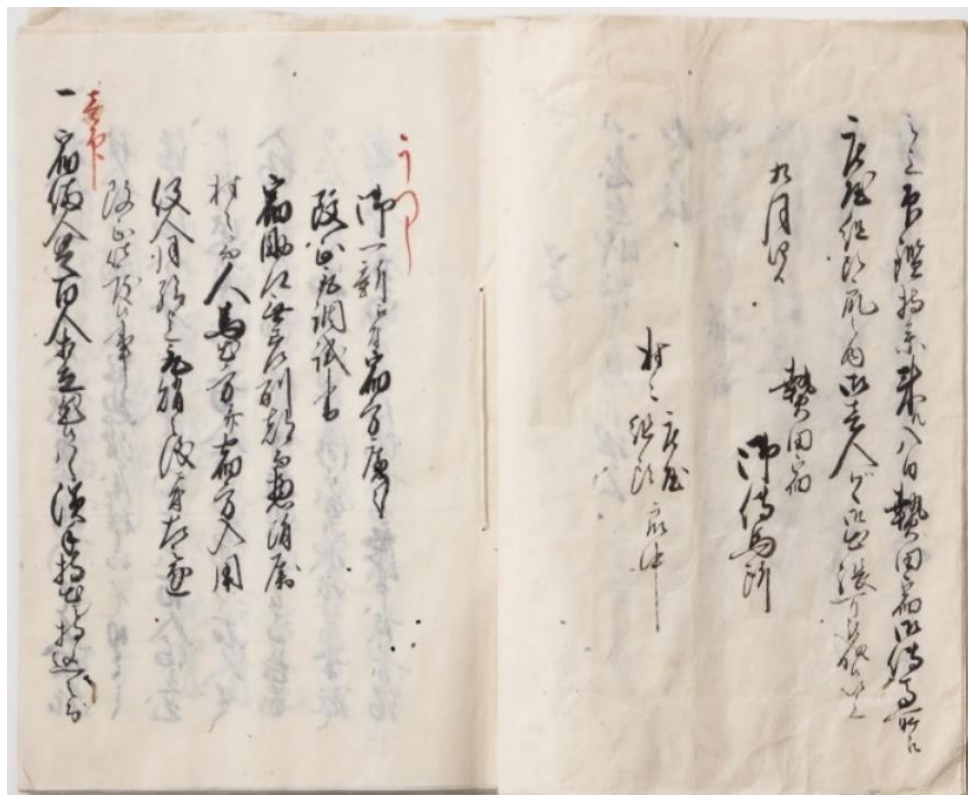
ここではその中から、「留帳」という史料にスポットを当てました。膨大な情報が記録されている留帳の魅力を、ご紹介していきます。



あつたしゆくふぞくむらむらないいだんぱんしょとじこみ 1 熱田宿同付属村々内意談判書綴込

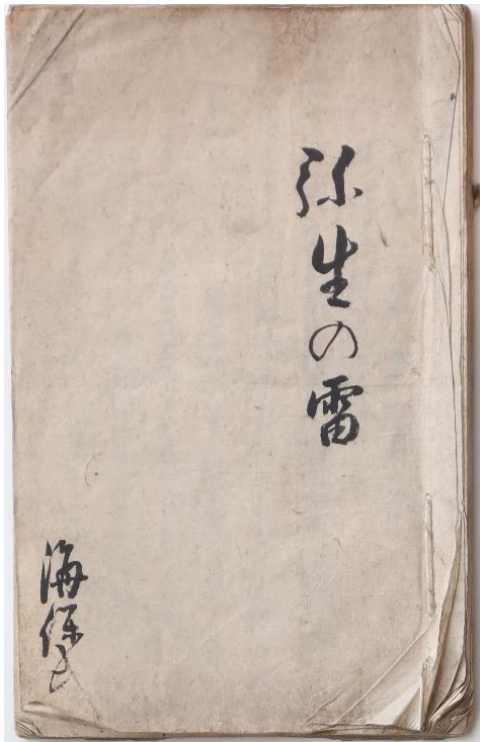
151 尾張国知多郡小倉村文書 8

明治2年(1869)改。明治維新後の熱田宿の助郷に関する史料を収録。史料ごとに綴紐があることから、本来は別々の豎帳史料だったものを、後にまとめたと思われる。

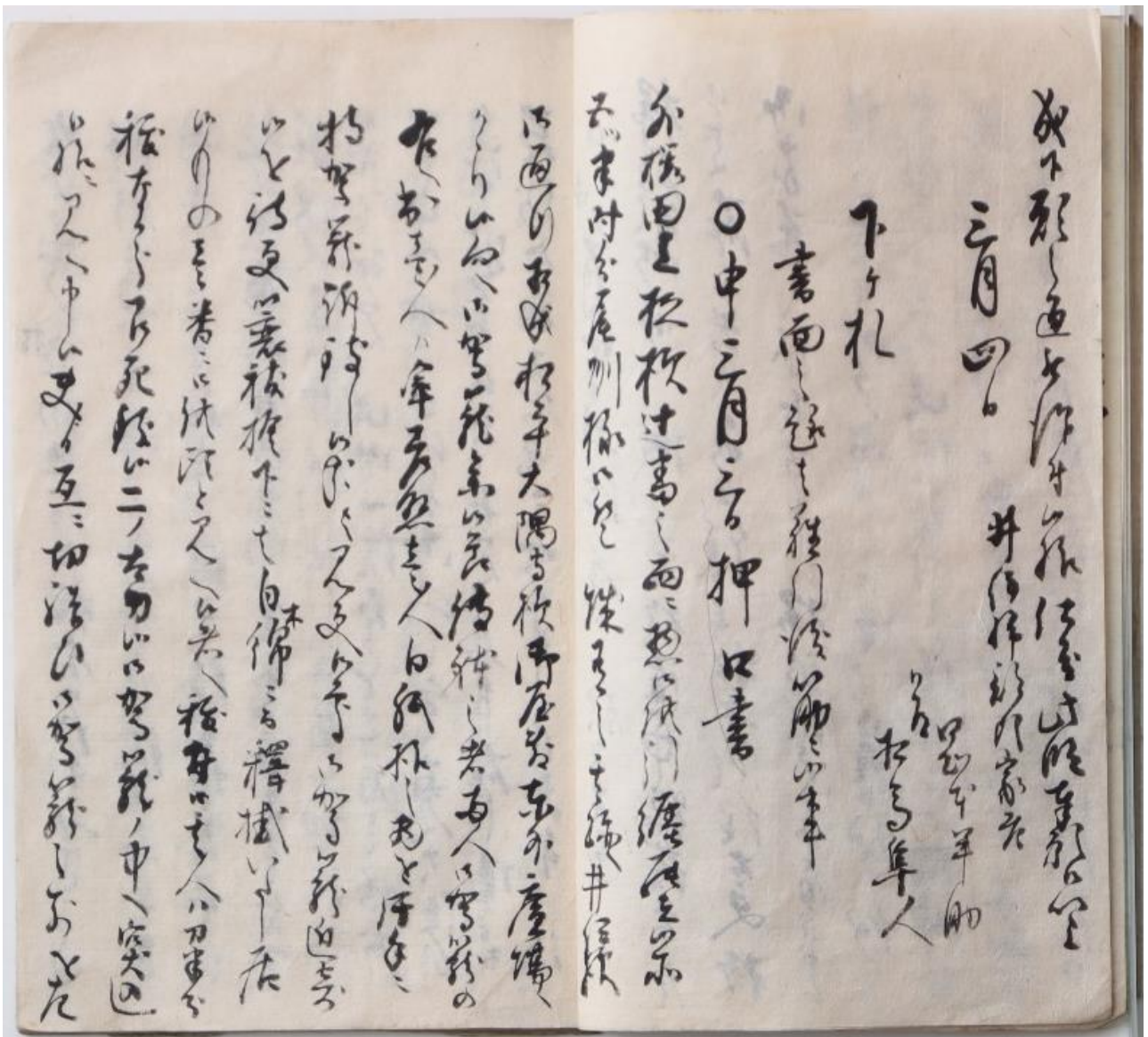


やよい いかづち
2 弥生の雷

123 三河国奥殿藩士海保家文書 17



年月不詳。桜田門外の変発生後に、彦根藩や水戸藩が提出した史料などを筆写してまとめたもの。松平肥後守(会津藩主松平容保)など当事者以外の史料もあり、当時の人々の情報選択の足跡が窺える。検証は必要だが、維新史料綱要データベースにない史料も、収録されている。



海保家文書 「弥生の雷」	
内容	維新史料綱要への記載
大老井伊直弼→幕府宛の届 (狼藉者襲撃により怪我につき一時帰宅の旨申し上げ)	○
桜田外の変首謀者一覧	なし
幕府→大老井伊直弼宛書付 (家来共騒ぎ立ち心得違いを起こさぬよう取り鎮め、御下知を待つこと)	○
幕府→会津藩主宛の達書 (桜田門外の襲撃に際し、人員の取り揃えなど手配宜しきことと聞き達書)	△ (追加の文言あり)
幕府→水戸藩家老宛の達書 (水戸藩家来の者が井伊直弼を襲撃につき、追って達しが来るまで屋敷出入りの者厳重に改めること)	○
水戸藩城付→幕府宛書付 (桜田門外襲撃者のうち行方知れずの者、早速手配し探索致し召し捕りの上はお届けにつき)	○
彦根藩家臣→幕府宛の願書 (捕らえられた桜田門外襲撃者の引き渡し願い)	○
押口書 (桜田門外の変の状況お尋ねにつき書上)	なし
評定所の極秘文書抜書	なし
赤羽根百吟	

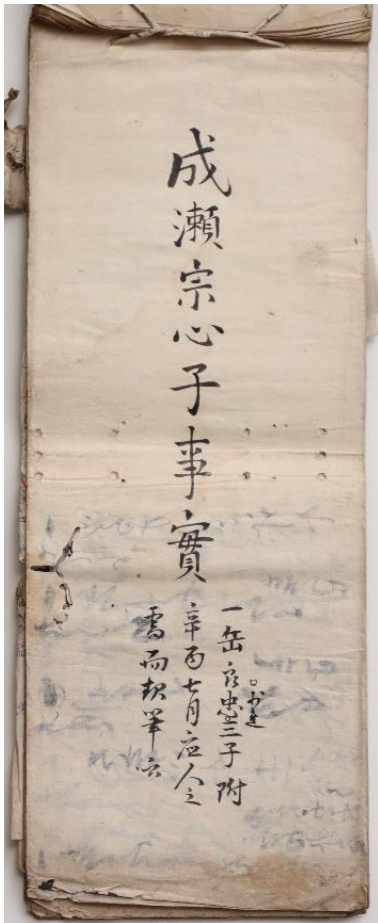
留帳は情報の宝庫

留帳は様々な出来事を、忘れないように控えておいた備忘録のことで、日記も含まれています。触書や願書などを帳面に筆写して蓄えたものが一般的ですが、稀に役目を終えた原文書をまとめ直したものもあり、その形態は多種多様です。

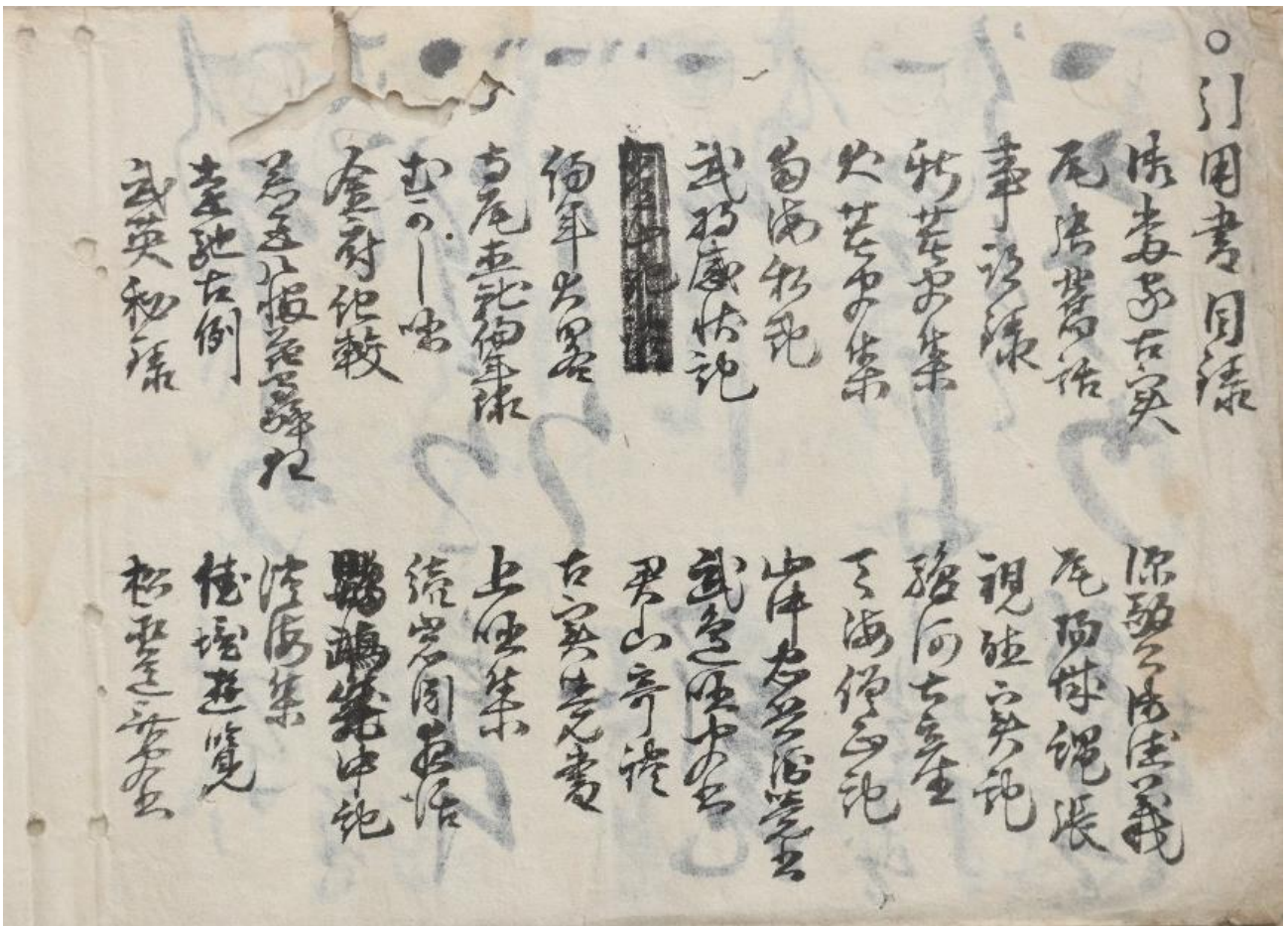
筆写している場合は誤記などもあり、解読する上ではその点を考慮する必要があります。しかしそれ以上に、留帳には膨大な情報が秘められています。時には散逸して見ることが叶わなかった史料が残されることもあり、思わぬ発見にもつながります。

今と比べて、紙自体もまだ貴重だった時代に、先人達は自ら知り得た情報を書き留めてくれました。例え他愛のない日常の記録だとしても、そのおかげで、数百年後の現代でも当時の様子を知ることができます。当時の人々はどんなことに興味関心を持っていたのか、そんな先人達の知的好奇心を窺えるのも、留帳の面白さだと思います。

3 成瀬宗心子事實

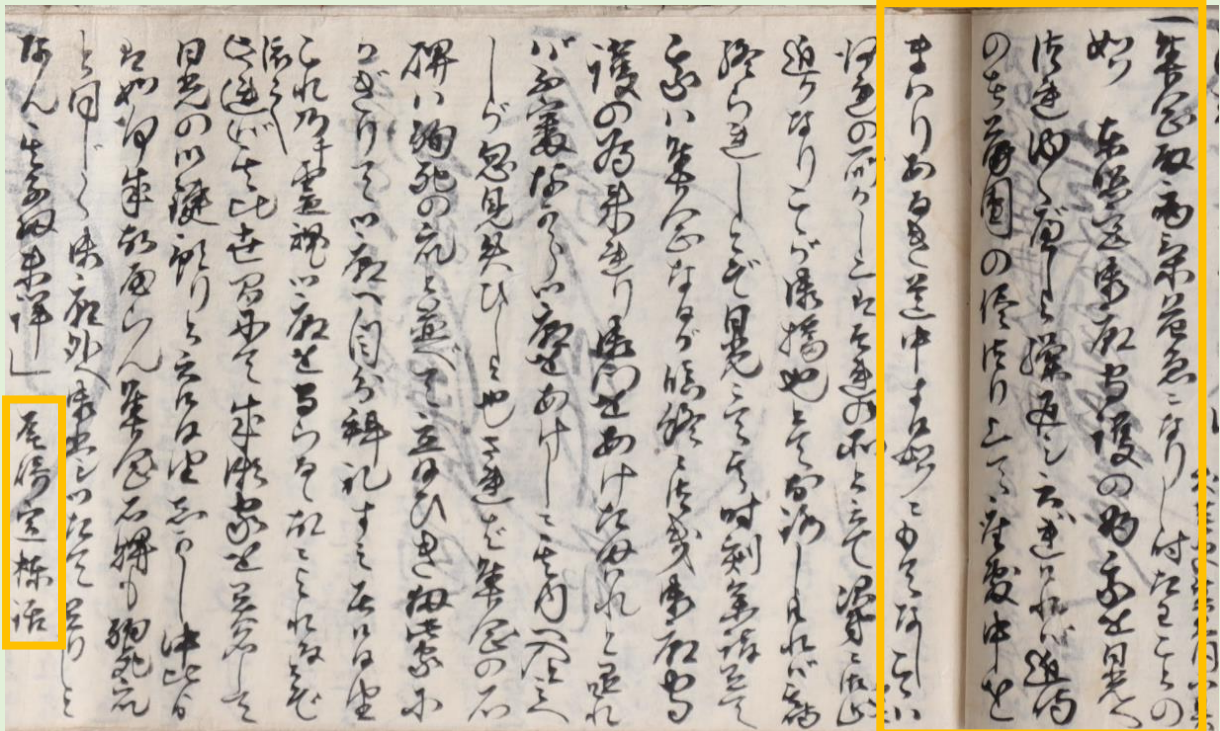


辛酉年成立。引用書物に『張州府誌』があることから、19世紀以降の作成と思われる。尾張藩で付家老を勤めた、犬山城主初代の成瀬正成と2代正虎に関する逸話などを収録。巻頭には出典書物の一覧があり、各逸話の文末には根拠となる書物・人名が記されている。



ウラを取っていた逸話

犬山城主初代の成瀬正成には、各種逸話が残っている。そのうちの 하나가、今際の逸話である。臨終に際して“我を日光に連れて行け”とたわごとを繰り返すため、家来が布団を担ぎ日光に連れて行ったフリをする、というもの。この史料では、「尾崎宣棟」という人物から話を聞いていたと記録されている。



尾崎宣棟話

翻刻

一 隼人正殿病氣危急になりし時、たわごとの如ク 東照宮御廟守護の為、我を日光へつれゆくべし、と繰返シ云ハれければ、近侍の者布団の俣つり上て、座敷中をまハリあるき道中する如クニもてなし
(後略)

意訳

一 隼人正殿が病気で危篤の時、たわごとのように「東照宮御廟を守護するため、私を日光へ連れてゆけ」と繰り返すので、近侍の者達は布団のまま担ぎ上げ、座敷中を回り歩いて日光へ行っているようにもてなし

愛知県の地租改正

地租改正は、旧来の石高制に代わる新しい租税制度です。明治6年(1873)の地租改正法・地租改正条例公布を機に改革が行われ、所有地の地価のうち3%を金納することになりました。

愛知県では、地租改正への着手の最中、鷲尾隆聚県令と生田純貞権参事の対立もあり、県政は混乱していました。さらに愛知県は、尾張藩領であった尾張国と、非領国地域の三河国、両地域で足並みを揃えた改正が困難でした。その結果、それぞれ別の方法で土地調査に着手しました。

本展にて出陳した史料の作成者・橋本善量は、元々は尾張藩の白鳥材木奉行の手代でした。明治以降は土木係・出納課を経て、明治8年(1875)に租税課へ異動しました。翌年(1876)3月17日、改租係を命じられ、各種土地調査のため、加茂郡挙母村(現在の愛知県豊田市)に赴任しました。以降約3ヶ月にわたり加茂郡内を巡回し、記録に基づく少なくとも800km以上移動していたと思われます(次頁地図参照)。

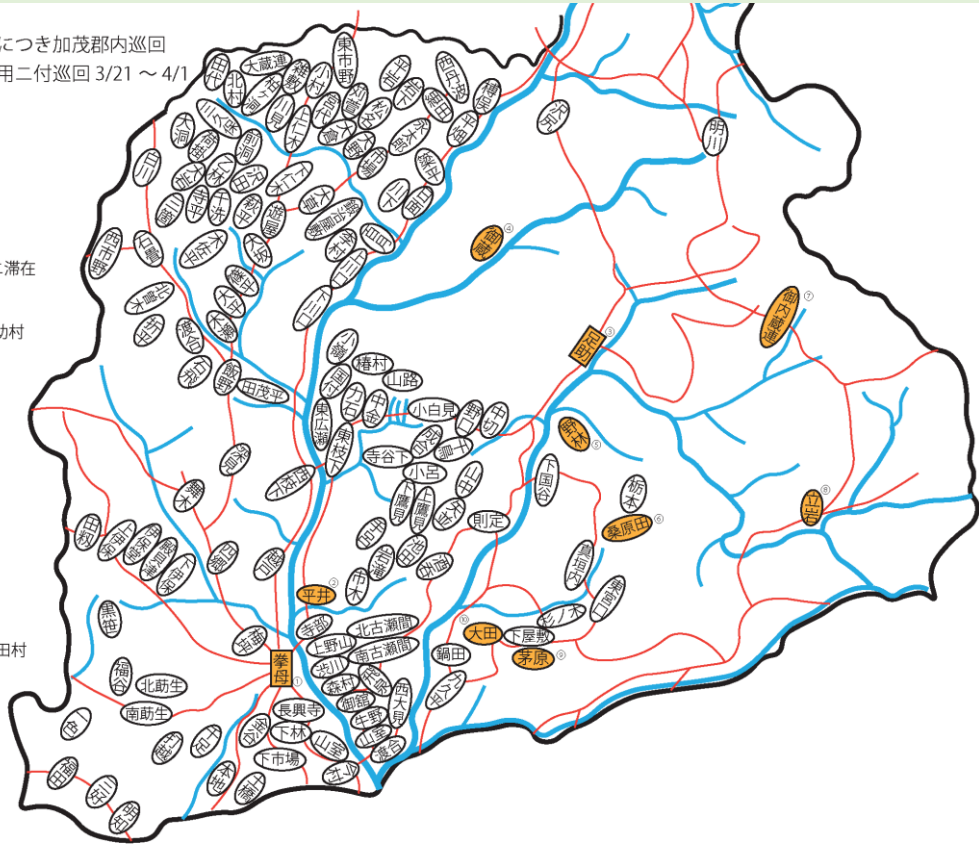
明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回



出典元 愛知大学貴重資料デジタルギャラリー
(<https://arcau.iri-project.org/>)
「尾三両国図」を加工して作成

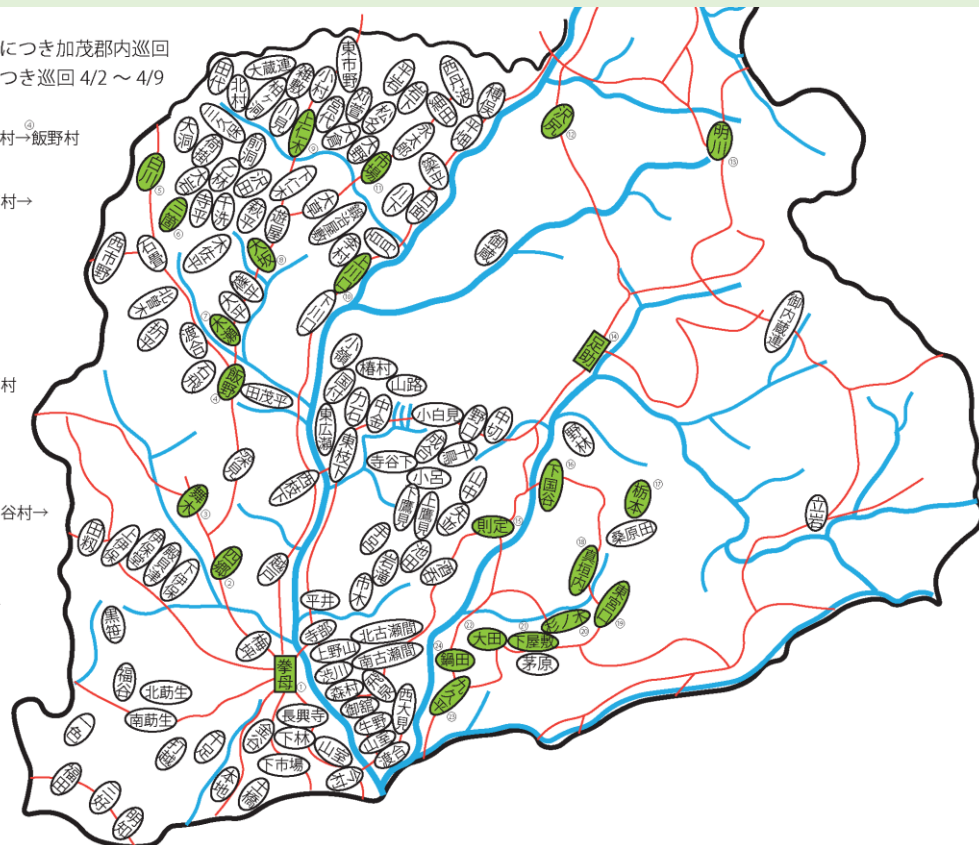
明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回
社寺院内外区別取調御用二付巡回 3/21 ~ 4/1

- 3/21 5.89 km (1里半)
① 拳母村→平井村
- 3/22 平井村二滞在
- 3/23 13.73 km (3里半)
① 平井村→足助村
- 3/24 平井村(足助村カ)二滞在
- 3/25 25.51 km (6里半)
① 足助村→御蔵村→足助村
- 3/26 25.72 km (6里20町)
① 足助村→野林村→
② 鎌田村→足助村
- 3/27 23.54 km (6里)
① 足助村→御内蔵連村
- 3/28 13.73 km (3里半)
① 御内蔵連村→立岩村
- 3/29 立岩村二滞在
- 3/30 16.35 km (4里6町)
① 立岩村→茅原村→大田村
- 3/31 大田村二滞在
- 4/1 17.66 km (4里半)
① 大田村→拳母村



明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回
改租丈量方試検御用につき巡回 4/2 ~ 4/9

- 4/2 17.86 km (4里20町)
① 拳母村→四郷村→舞木村→飯野村
- 4/3 22.89 km (5里30町)
① 飯野村→白川村→三箇村→
② 木瀬村→大坂村
- 4/4 21.04 km (5里13町)
① 大坂村→上仁木村→
② 上川口村→市場村
- 4/5 22.67 km (5里28町)
① 市場村→澤尻村→明川村
- 4/6 13.73 km (3里18町)
① 明川村→足助村
- 4/7 19.62 km (5里)
① 足助村→則定村→下国谷村→
② 栃本村→真垣内村
- 4/8 21.8 km (5里20町)
① 真垣内村→東宮口村→
② 杉ノ木村→下屋敷村→
③ 大田村→九久平村
- 4/9 15.7 km (4里)
① 九久平村→鍋田村→
② 拳母村



明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回
社寺院内外区别取調御用二付巡回 4/10・4/11

4/10 43.16 km (11 里)

拳母村→栃本村→酒呑村→拳母村

4/11 拳母村ニ滞在

改租丈量方督促御用二付巡回

4/12 30.96 km (7 里 32 町)

拳母村→石飛村→渡合村→

折平村→北曾木村→木瀬村

4/13 28.56 km (7 里 10 町)

木瀬村→三箇村→西市野村→

白川村→石疊村→大岩村→

大平村→荷懸村→大洞村→

乙ヶ林村→千洗村

4/14 27.47 km (7 里)

千洗村→寺平村→喜佐平村→

西萩平村→澤田村→

三ツ久保村→上仁木村→

下仁木村→前洞村→北村→

田代村→大ヶ蔵連村→

雑敷村→柏ヶ洞村→川見村→

遊屋村

4/15 26.27 km (6 里 25 町)

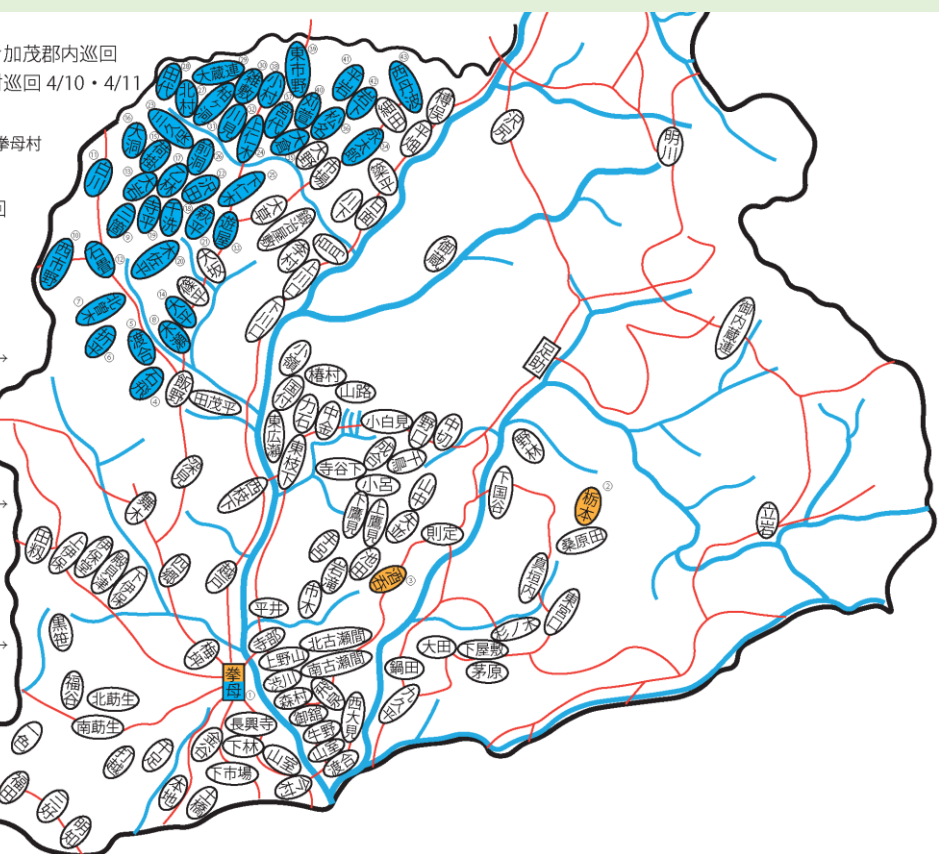
遊屋村→永太郎村→

大倉村→松名村→

官代村→小村→

東市野々村→苅萱村→

平岩村→岩下村→西丹波村



明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回
改租丈量方督促御用二付巡回 4/16~

4/16 22.89 km (5 里 30 町)

西丹波村→樽俣村→平畑村→

築平村→日面村→細田村→川下村→

市場村→大草村→大坂村

4/17 29.1 km (7 里 15 町)

大坂村→鍛冶屋敷村→李村→

百月村→上川口村→下川口村→

西枝下村→四郷村

4/18 22.67 km (5 里 28 町)

四郷村→拳母村→越戸村→

土橋村→本地村

4/19 16.79 km (4 里 10 町)

本地村→千足村→打越村→

明知村→福田村→色村→

三好村

4/20 25.72 km (6 里 20 町)

三好村→南助生村→北助生村→

福谷村→黒笹村→田糶村→

上伊保村→伊保堂村→

殿貝津村→下伊保村→

梅ヶ坪村→拳母村

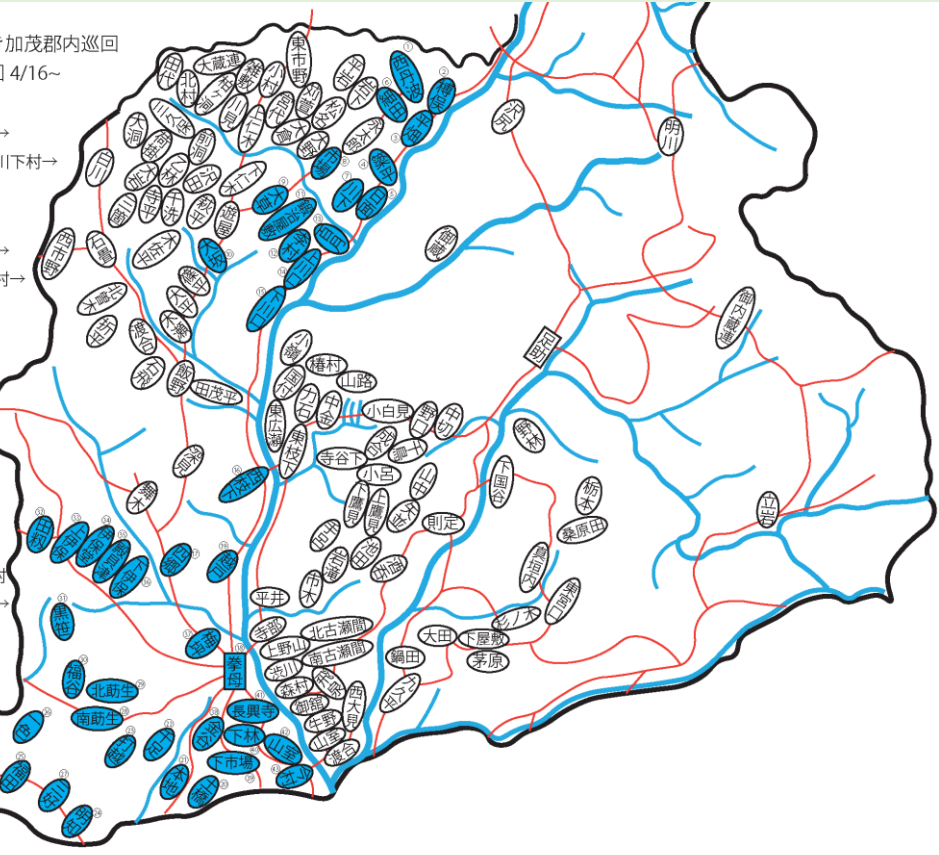
4/21 21.8 km (5 里 20 町)

拳母村→金谷村→

下市場村→下林村→

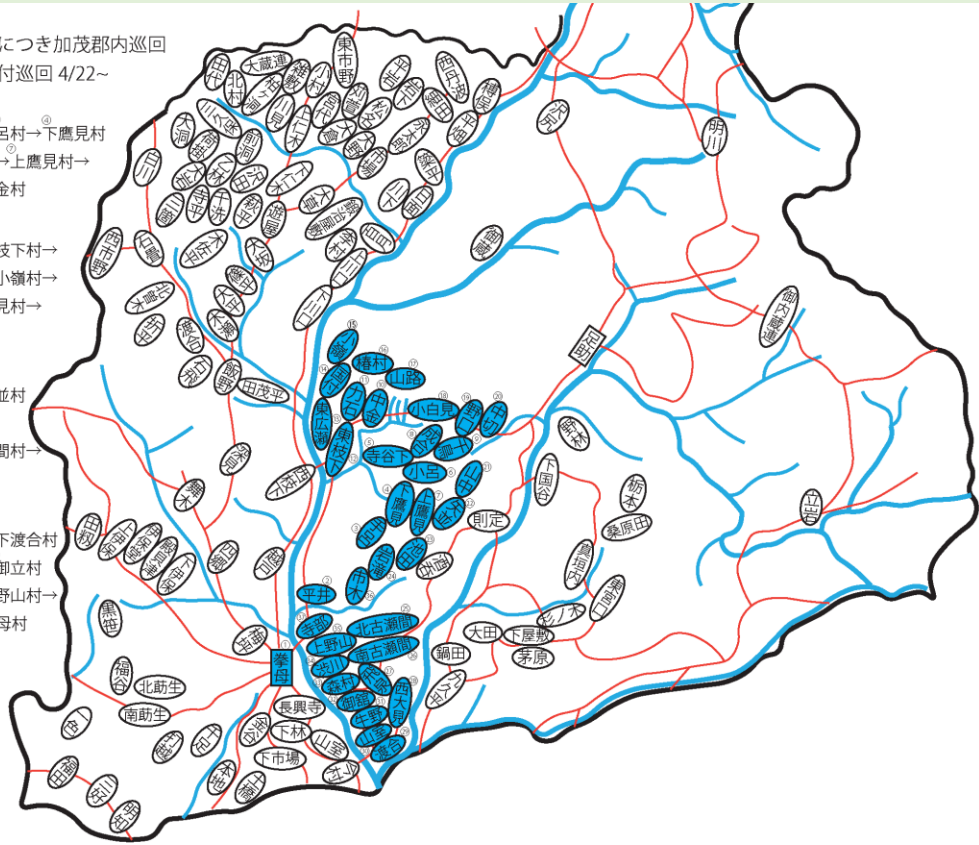
長興寺村→山室村→

今村→拳母村



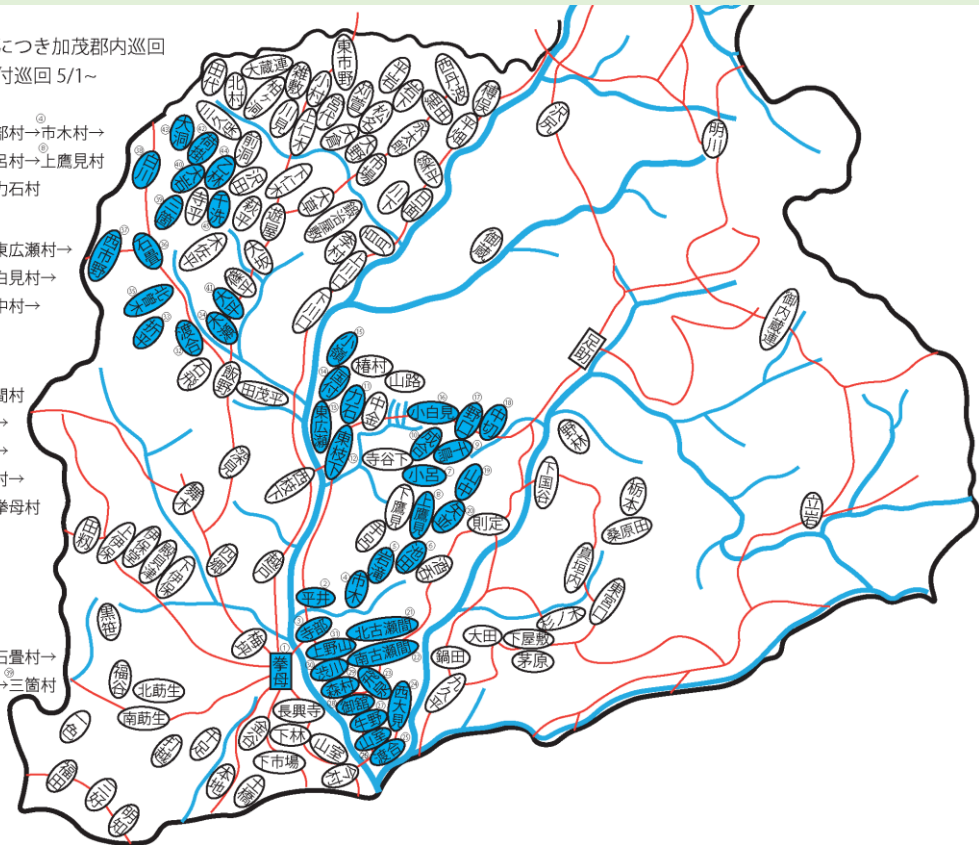
明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回
改租丈量方督促御用二付巡回 4/22~

- 4/22 21.58 km (5里18町)
 拳母村→平井村→手呂村→下鷹見村
 →寺谷下村→小呂村→上鷹見村→
 成合村→千鳥村→中金村
- 4/23 17.88 km (4里20町)
 中金村→力石村→東枝下村→
 東広瀬村→国付村→小嶺村→
 椿村→山路村→小白見村→
 野口村→中切村
- 4/24 22.89 km (5里30町)
 中切村→山中村→矢並村
 →池田村→岩瀧村→
 北古瀬間村→南古瀬間村→
 飛泉村
- 4/25 22.67 km (5里28町)
 飛泉村→西大見村→下渡合村
 →山室村→牛野村→御立村
 →森村→渋川村→上野山村→
 市木村→寺部村→拳母村
- 4/26 ~ 4/30 拳母村滞在



明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回
改租丈量方督促御用二付巡回 5/1~

- 5/1 23.54 km (6里)
 拳母村→平井村→寺部村→市木村→
 岩瀧村→池田村→小呂村→上鷹見村
 →千鳥村→成合村→力石村
- 5/2 25.51 km (6里半)
 力石村→東枝下村→東広瀬村→
 国付村→小嶺村→小白見村→
 野口村→中切村→山中村→
 矢並村→北古瀬間村
- 5/3 18.75 km (4里28町)
 北古瀬間村→南古瀬間村
 →飛泉村→西大見村→
 下渡合村→東山室村→
 牛野村→御立村→森村→
 渋川村→上野山村→拳母村
- 5/4 23.54 km (6里)
 拳母村→渡合村→
 折平村→木瀬村
- 5/5 26.27 km (6里25町)
 木瀬村→北會木村→石畳村→
 西市野々村→白川村→三箇村
 →大岩村→大平村→
 荷掛村→大洞村→
 乙ヶ林村→千洗村



明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回

改租丈量方督促御用ニ付巡回 5/6~
 地押・様歩ニ付出張 5/9~

5/6 25.72 km (6里20町)

① 千洗村→寺平村→北萩平村→大坂村→
 ② 喜佐平村→萩平村→沢田村→三ツ久保村→
 ③ 北村→田代村→大ヶ蔵連村

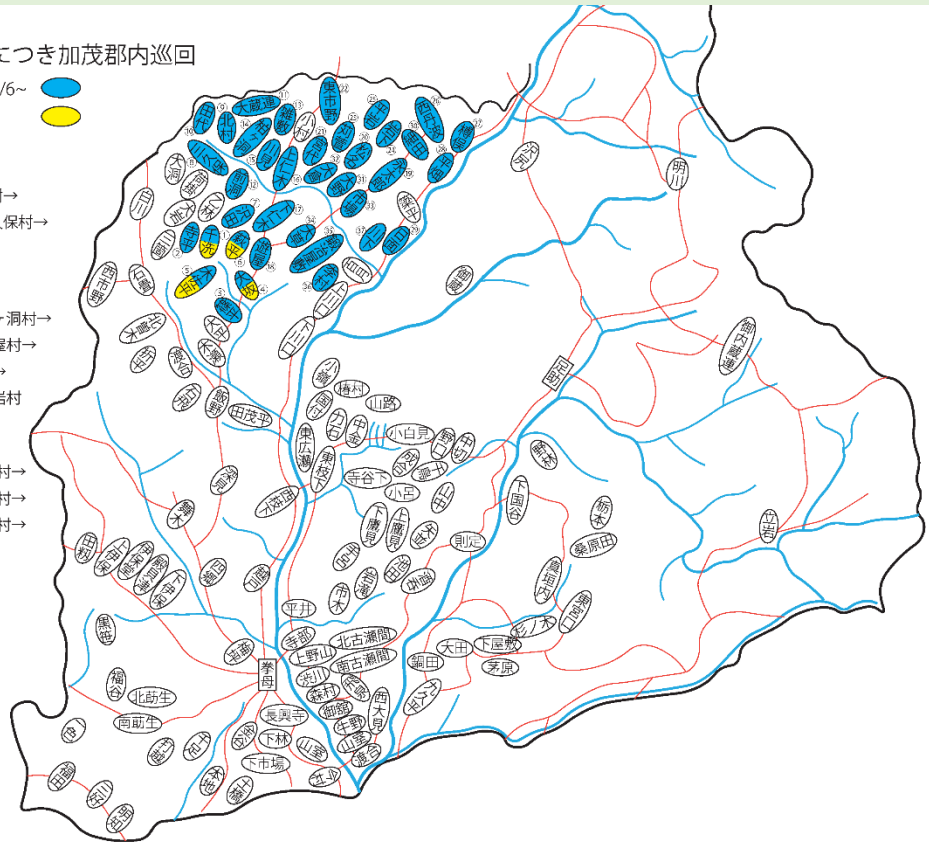
5/7 30.52 km (7里28町)

④ 大ヶ蔵連村→前洞村→雑敷村→柏ヶ洞村→
 ⑤ 川見村→上仁木村→下仁木村→遊屋村→
 ⑥ 永太郎村→松名村→宮代村→北村→
 ⑦ 東市野々村→苅萱村→岩下村→平岩村

5/8 31.39 km (8里)

⑧ 平岩村→西丹波村→禰保村→平畑村→
 ⑨ 日面村→西細田村→大野村→大倉村→
 ⑩ 市場村→大草村→鍛冶屋敷村→李村→
 ⑪ 川下村→大坂村

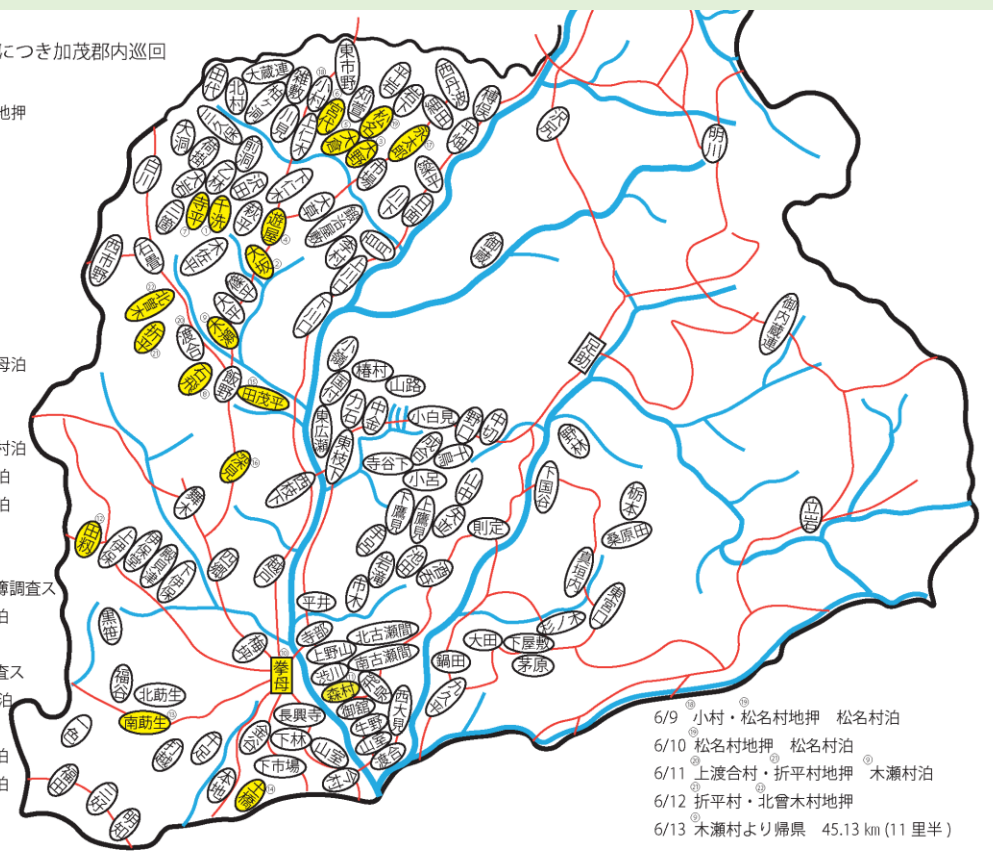
5/9 大坂村滞在
 5/10 喜佐平村地押
 5/11 喜佐平村様歩
 5/12 西萩平地地押
 5/13 西萩平地様歩
 5/14 西萩平地様歩
 5/15 千洗村地押



明治九年地租改正御用につき加茂郡内巡回

様歩・地押巡回 5/16~

5/16 千洗村様歩・大坂村地押
 5/17 大野村・遊屋村地押
 5/18 大倉村地押
 5/19 大坂村滞在
 5/20 宮代村地押
 5/21 大倉村様歩
 5/22 宮代村・遊屋村様歩
 5/23 寺平村地押・様歩
 5/24 石飛村地押
 5/25 木瀬村→拳母村 拳母泊
 5/26 森村地押 拳母泊
 5/27 森村地押 拳母泊
 5/28 田畑村地押 南筋生村泊
 5/29 南筋生村地押 拳母泊
 5/30 土橋村地押 土橋村泊
 5/31 土橋村地押 拳母泊
 6/1 拳母村滞在
 取調所へ出頭帳簿調査ス
 6/2 南筋生村地押 拳母泊
 6/3 拳母村滞在
 取調所へ出頭帳簿調査ス
 6/4 田茂平村地押 木瀬村泊
 6/5 木瀬村滞在
 6/6 深見村地押 木瀬村泊
 6/7 深見村地押 木瀬村泊
 6/8 永太郎村・小村地押
 小村泊



6/9 小村・松名村地押 松名村泊
 6/10 松名村地押 松名村泊
 6/11 上渡合村・折平村地押 木瀬村泊
 6/12 折平村・北曾木村地押
 6/13 木瀬村より帰県 45.13 km (11里半)

歴史という大舞台の裏で

史料整理に携わっていると、今までに知られなかった、当時の人々の様子を窺えることがあります。それらは、教科書を書き替えるような大発見には即座に結びつかず、人目につく機会にも恵まれずにいます。

しかし、そのような史料ではなくとも、その地域や人々にとって貴重なものであることに、変わりありません。また、そうした史料を読んでいると、歴史の大舞台の裏で日常を過ごす姿が垣間見え、時には親近感を覚えることもあります。

印鑑に残された地域のつながりや、今とは違う苦労があった旅行前の入念な根回しなど、当時の人々の暮らしぶりをご覧ください。

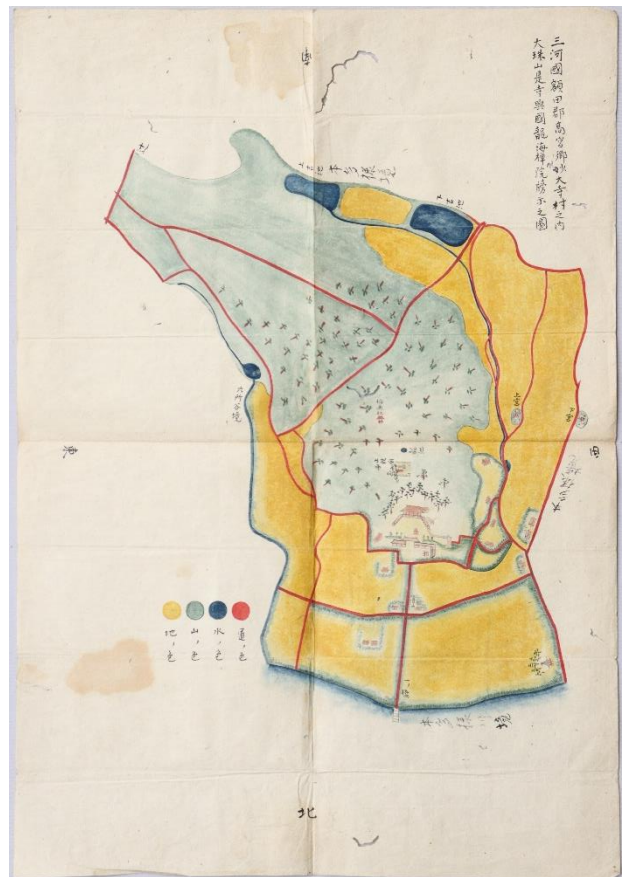
5 りゅうかいいんほうじのえず 龍海院榜示之絵図

104 三河国額田郡明大寺村龍海院文書 36



6 りゅうかいいんほうじのえずしたがき 龍海院榜示之絵図下書

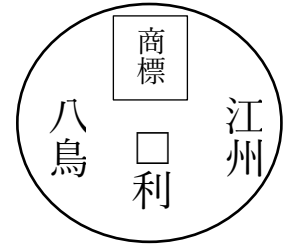
104 三河国額田郡明大寺村龍海院文書 35



年代未詳。曹洞宗の龍海院(現在の愛知県岡崎市)の境界が描かれた絵図。貼紙には慶長期の境界が描かれており、めくると慶長期の様相と見比べることができる。境界部分には「御朱印御文言ニ」とあることから、朱印状を参考にしていたと思われる。下書きと並べること、慶長期の龍海院の様相と見比べることができる。

7 かわせてがた
為替手形

150 尾張国知多郡大野村文書(2)12-5 31 39-1 42-57



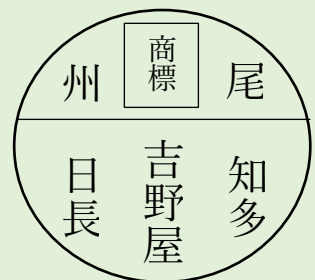
元 竈 師 瓦	愛宕郡第一区
松井助三郎	今熊野村泉涌寺門前

年月不詳。平野彦右衛門ほか、知多郡大野村(現在の愛知県常滑市)の有力商人らによって発行された為替手形。裏面には受取人の印鑑・署名が記されている。主な取引は周辺村々だが、近江国(現在の滋賀県)や、山城国(現在の京都府)の地名も見受けられる。

明治になっても使われていた手形

この為替手形の裏面には、大量の印鑑や署名が加えられているが、その中に「森村」「日長村」という地名が見られる。日長村は明治11年(1878)に森村・鍛冶屋村・松原村が合併した村である。

同じ史料上にあるので、この手形は明治以降も使用され続けていたことになる。政治的は変化があっても、大野村の有力商人の信用が揺るがなかった証でもある。



州	商標	尾
日長	吉野屋	知多

州	商標	尾
森村	紺屋和助	知多

印鑑・署名から判明した取引先

為替手形の裏面には、取引先の地名や屋号が記されており、大野村の交流範囲を知ることができる。地道な調査ではあるが、取引先の詳細が判明すれば、これまでとは違った知多郡の経済圏が姿を表すかもしれない。

尾張国知多郡以外の地名

尾張国

- 名古屋赤塚町 (愛知県名古屋市中区)
- 名古屋久屋町 (愛知県名古屋市中区)
- 海西郡前ヶ須新田 (愛知県弥富市)
- 愛知郡押切村 (愛知県名古屋市中区)
- 愛知郡柴田村 (愛知県東海市・名古屋市中区)

美濃国

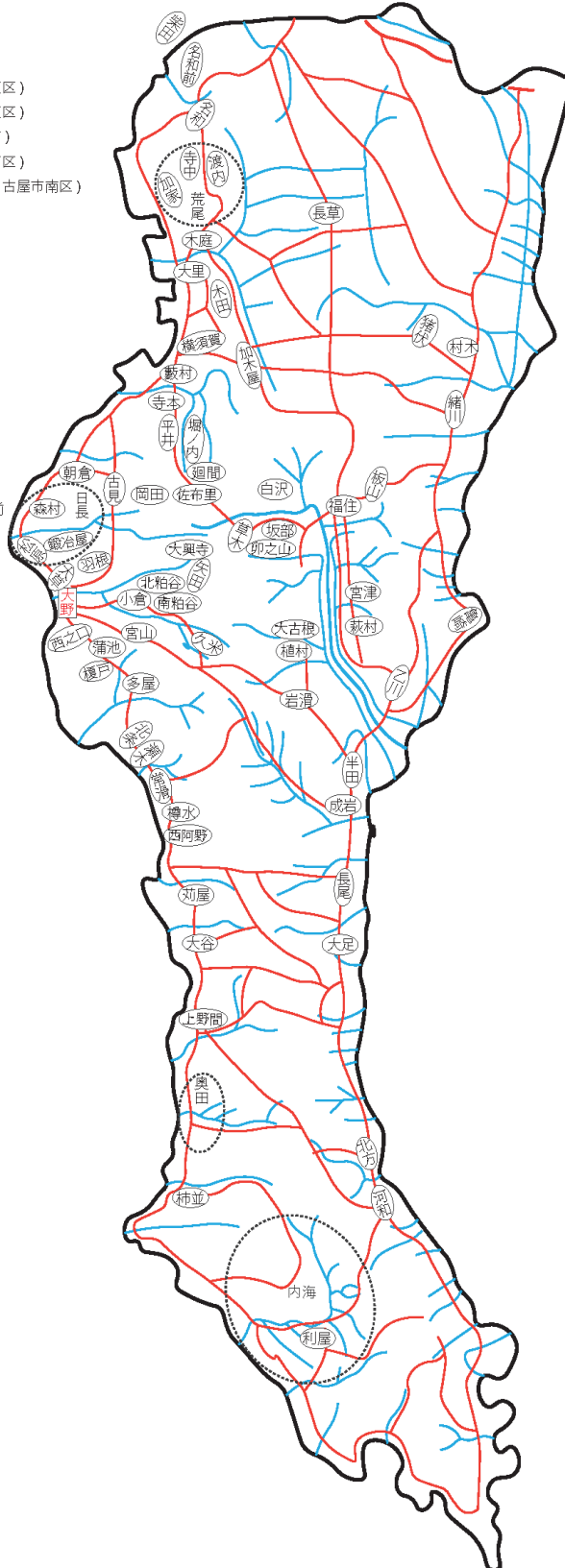
- 岐阜今町 (岐阜県岐阜市)
- 濃州八神 (岐阜県羽島市)

近江国

- 彦留 (彦富) 村 (滋賀県彦根市)
- 石部村 (滋賀県湖南市)
- 八鳥 (服部) 村 (滋賀県彦根市)
- 川原村 (滋賀県愛知郡愛荘町)

山城国

- 愛宕郡第一区今熊野村泉涌寺門前 (京都府京都市東山区)

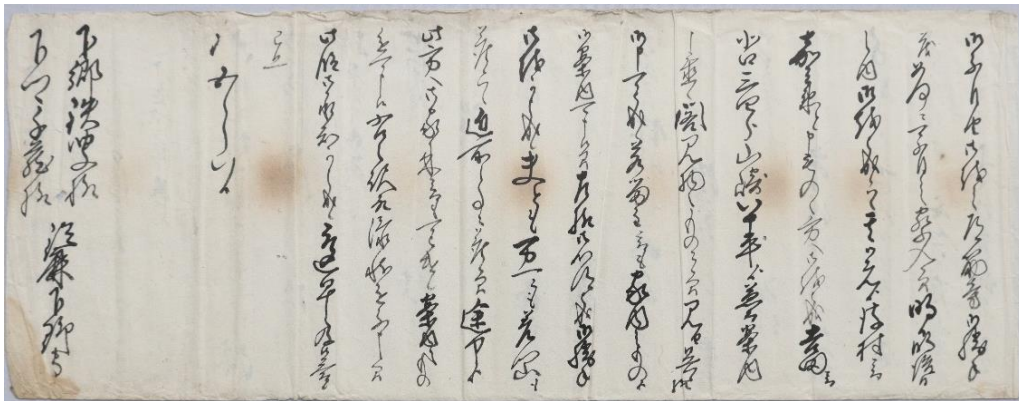


出典元 愛知大学貴重資料デジタルギャラリー
 (https://arcau.iri-project.org/)
 「尾三両国図」を加工して作成

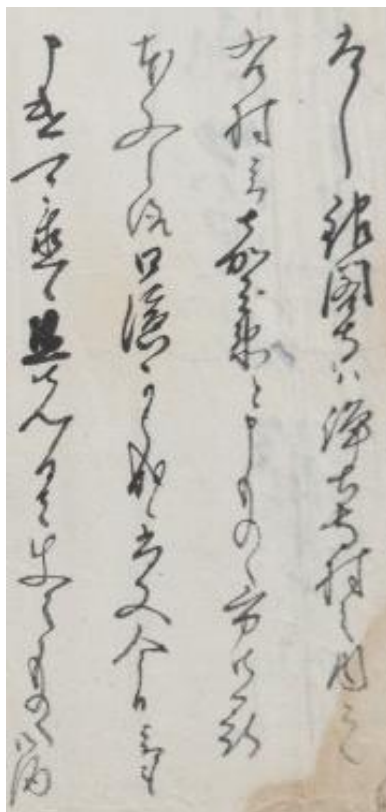
8 鈴鹿下野守書状

すずか しもつけのかみしよじょう

135 尾張国愛知郡鳴海宿下郷家文書 37



5月8日作成の書状。鈴鹿下野守は神職吉田家の家老を勤めた人物。鳴海宿の有力商人・下郷家が銀閣寺参詣を円滑に行えるように、アドバイスをしており、尚々書にも嘉兵衛という人物を案内人として紹介している



翻刻

尚々銀閣寺ハ浄土寺村之内、
右村ニ而、嘉兵衛と申もの、方御尋、
本文之儀口演可被成候、尚又今日ニ而も
申遣可置候、(後略)

意訳

なお、銀閣寺は浄土寺村の内部にあります。浄土村にて嘉兵衛と言う人物を尋ね、この文面を読むとよいでしょう。今日中に嘉兵衛にも伝えて置きます(後略)

裏では綿密な根回しを

史料中では鈴鹿下野守宛の書状を引用していることから、銀閣寺に参詣するため複数回やり取りを重ねていたと思われる。

下郷家は、添簡(紹介状)があれば大丈夫と思っていたが、逆に鈴鹿下野守はそれでは通じないかも、と心配になり案内人を遣わそうとしている。当時は銀閣寺を見るのに、今とは違った苦労があったようである。



翻刻

(前略)

間敷候、快晴二候ハ、明日・明後日之内

御越可被成候間、添簡認可進旨委曲

御念合御紙面致承知候、成程添簡

認進候儀ハ安キ儀御座候得共、先方

手筋之もの百姓故紙面ニ而ハ通シ

申間敷候、其處無心元存候故案内

付可進候と申入候儀御座候

意識

(前略)

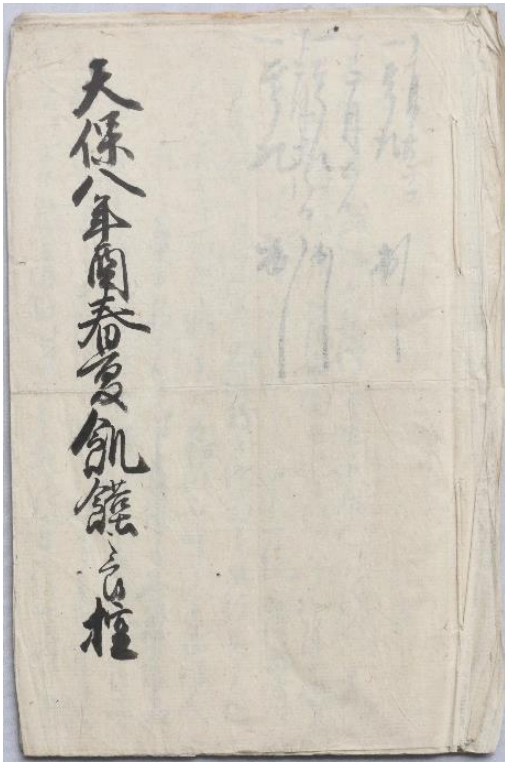
快晴であれば明日・明後日の内に御越しになられるので、添簡を書いて差し出すとの旨、前の手紙にて承知しました。なるほど紹介状というのはよくある方法だけど、先方の手筋の者は百姓なので、紹介状という慣習が通じないかもと、心配しています。なので前の手紙では、案内を付けましょつかと提案しました。

てんぼうはちねんとりはるなつききのふしひかえ

9 天保八年酉春夏飢饉之節 控

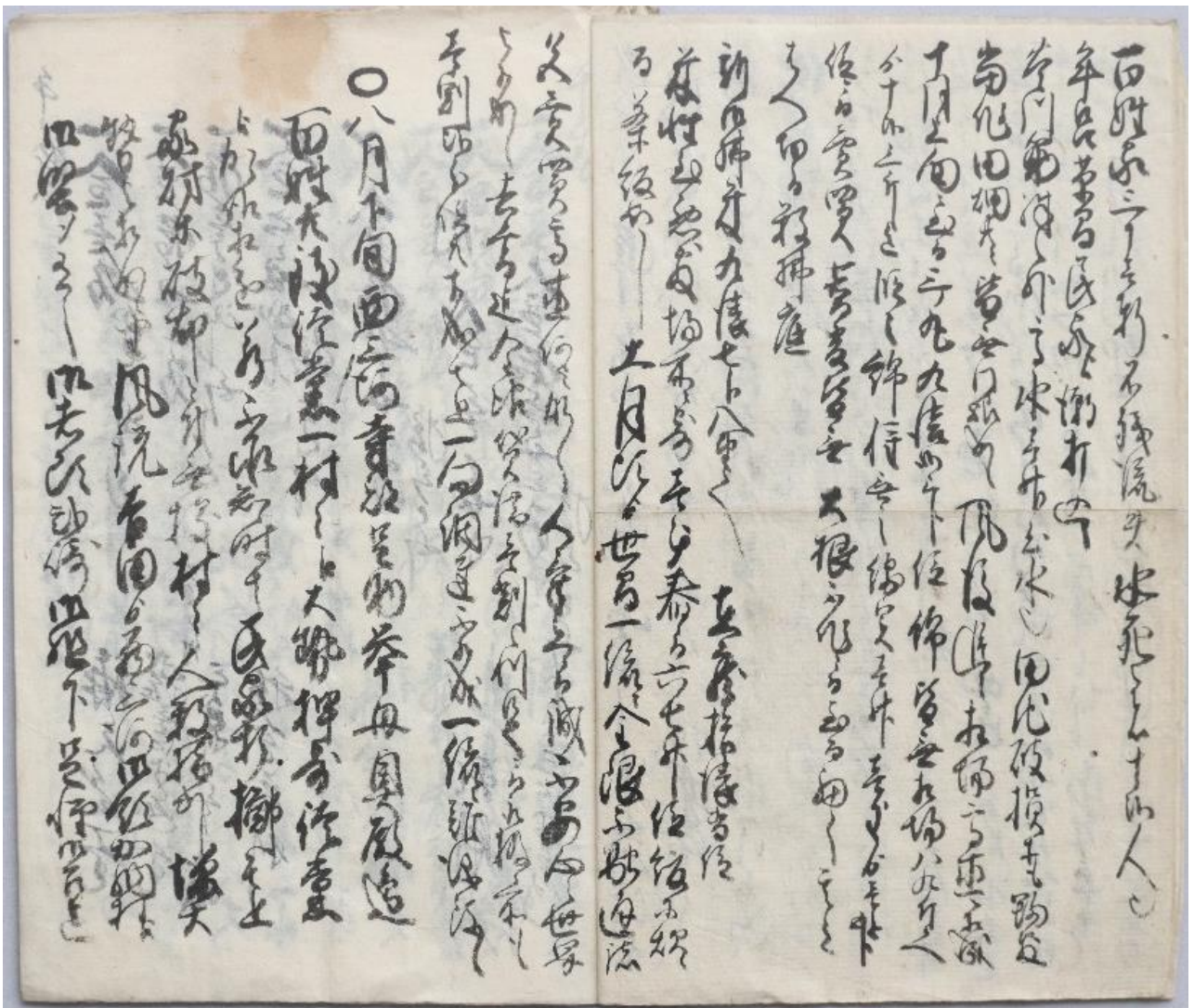
126 尾張藩士中山家文書 16

(124 三河国八名郡田中新田松坂家文書)



天保8年(1837)作成。124 三河国八名郡田中新田松坂家文書の史料が混在。

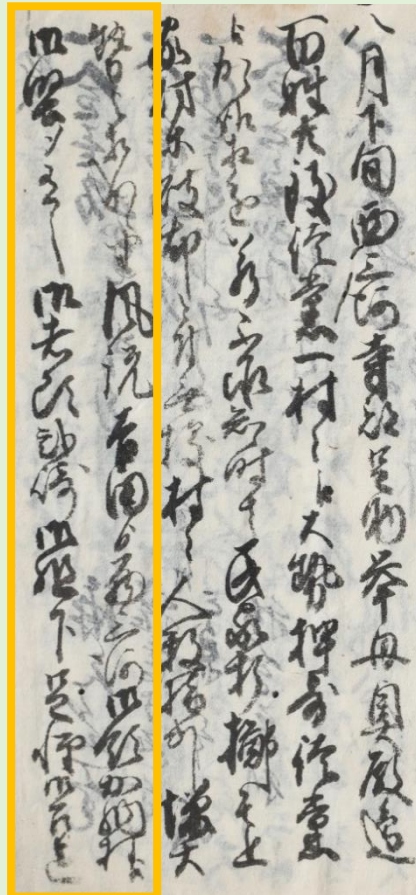
天保5年(1834)以降の、天災や穀物相場、飢饉の状況などが記録されている。吉田(現在の愛知県豊橋市)の状況が中心だが、足助(現在の愛知県豊田市)で発生した三河加茂一揆や、大塩平八郎の乱についても風聞が記録されている。



その噂はどこから来たのか？

本史料には、風説(噂)による記述が散見される。加茂一揆に関しては梓線部によると、吉田藩が者頭2人とその組下の足軽を現地に派遣したとされている。

こうした具体的な組織名は『鴨の騒立』には見られず、吉田藩の御用達商人である松坂家だからこそ、得られた情報ではないだろうか。



翻刻
勢与相成由、風説吉田方西三河御領加納村江、
御堅メ有之、御者頭式騎御組下足軽御召連
意識
風の噂によると、吉田藩が西三河の加納村へ、
警固のため者頭二人と部下の足軽を派遣し

三河加茂一揆

三河加茂一揆は、凶作と米価高騰を契機に、天保7(1836)年9月21日に発生した三河地域最大の一揆です。発生当初は交渉中心の一揆だったものが、発起人宅が打ちこわされたのを境に、打ちこわし中心の一揆へと変貌しました。このように一揆と一口に言っても、従来の類型にあてはめることができない複雑な構造をしていたことが、研究や自治体史を通して解明されています。

それと同時に、各地で一揆の様子を記録したものも作成されました。その代表的なものが『鴨の騒立』という史料です。幡豆郡寺部村(現在の愛知県西尾市)で神職を勤めた国学者・渡辺政香が作成したもので、物語調で書かれています。

セリフなどには作者の思想も反映されていると考えられているため、他の史料と組み合わせで検証することで、客観性を補填し現在も研究で役立てられています。

下書きから見える歴史の裏側

史料整理では下書きや控えも、貴重な史料として認識しています。清書の段階で添削された情報が、残されていることもあるからです。「本音と建て前」という言葉の通り、諸事情で表に出なかったものが、数百年の時を経て明かされるのも、史料整理の醍醐味のひとつです。

写しと同様に、活用の際には誤表記などに注意する必要があります。しかし、他の史料と照合することで、地域の歴史の新しい一面が判明することもあります。

ここではそんな、まだ見ぬ情報が記されていた史料を紹介していきます。問い合わせに対する返書の試行錯誤や、水運に関わる人々の今までとは違う関係性など、下書きから見えてくる文書の世界をお楽しみください。

10 かいじょう 廻状 110 三河国幡豆郡瀬戸村永井家文書 729



各宿場へ問い合わせのために品川宿問屋より出された廻状。文化6年(1809)、松平元吉(松平正敬・上総大多喜藩主)に宛てた海鼠腸宿継証文に地星のような汚れが付着していることが発覚。宿継の際に付着したのではと怪しまれ、調査するように命じられた。

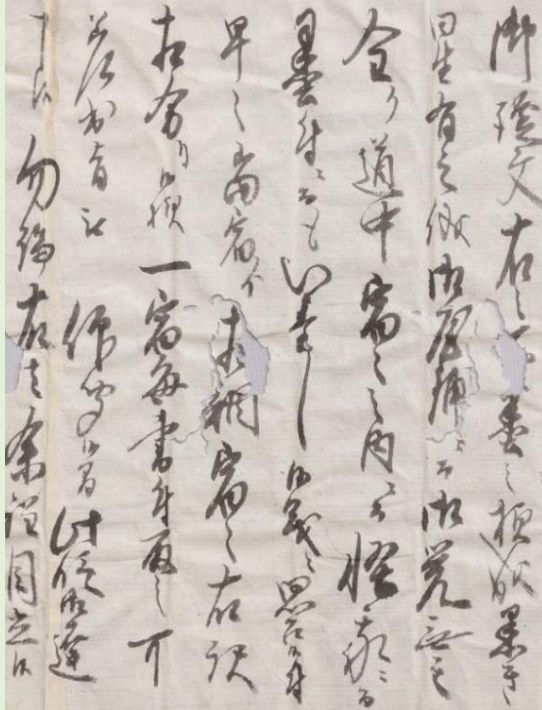
三河の海鼠腸献上

海鼠腸はナマコの内臓を加工した珍味で、愛知県佐久島などが名産地です。その地の領主であった上総大多喜藩の大河内松平家は、三河国幡豆郡小牧村(現在の愛知県西尾市吉良町小牧)に設置した三河小牧陣屋を通して、老中証文による無賃の宿継で海鼠腸を運び幕府へと献上していた、とされています。

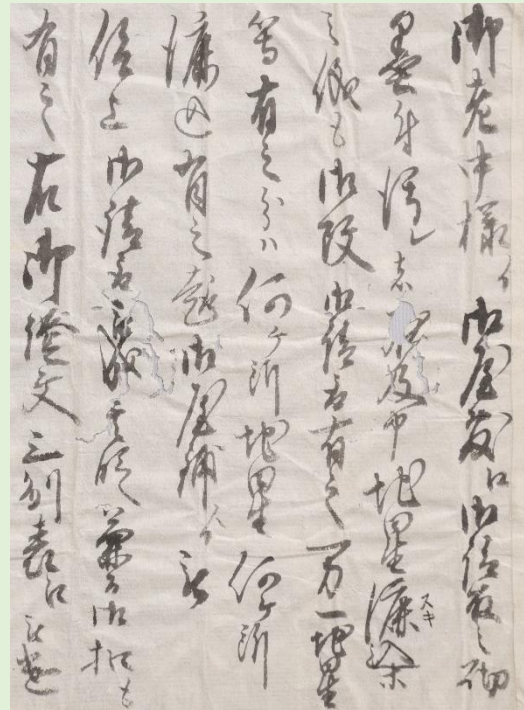
三河国幡豆郡瀬戸村(現在の愛知県西尾市吉良町瀬戸)は、遅くとも18世紀前半頃には小牧村と上地村(現在の愛知県岡崎市上地周辺)の間の宿継を担っていました。冬と春に25荷ずつ、年間で50荷運んでいましたが、上地村との距離は三里(約12km)以上離れていたため、正徳2年(1712)に免除を願いましたが、聞き届けられず、引き続き宿継の役儀を担ったと思われます。

領主側も要チェック

史料中では、証文に汚れが付着していた原因を、品川宿の間屋へ問い正すなかで、領主側のチェック体制も明らかにされている。汚れの有無のみならず、種類別にどこに何ヶ所あったのか、細かく見ていたことが記されている。



(中略)



翻刻

(前略)

御老中様方御屋敷江御請有之砌、
墨付汚レ者不及申、地星漉込等
之儀も御改御請取有之、万一地星
等有之分ハ、何ヶ所地星何ヶ所
漉込有之趣、御屋舗方被
仰上御請取被成、其段兼而御控も
有之、右御証文三州表江被遣

(中略)

御証文右之□□墨之様成黒き
星有之儀、御屋舗二而御覚無之、
全ク道中宿々之内ニ而、怪我ニ而
墨付二而もいたし候義と思召候付、
早々当宿方相調、宿々之右訳
相分り候様、一宿毎書付取之可
差出旨被 仰聞候間、此段御達
申候(後略)

意訳

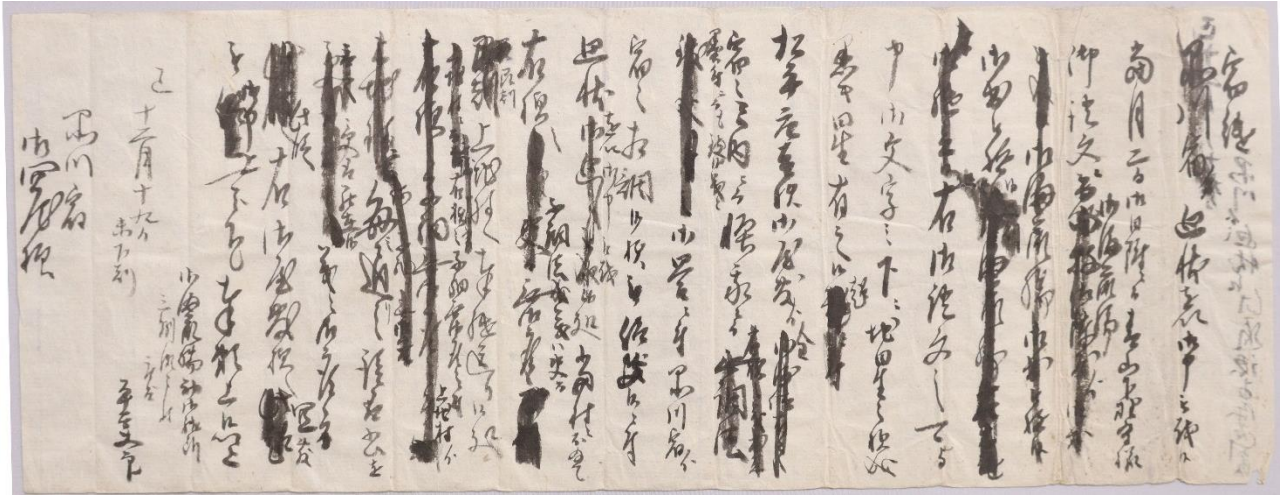
老中様より証文を受け取る
時は、汚れはもちろん、地
星や漉き込みなどもチェッ
クしています。もし見つけ
たら、地星が何ヶ所、漉き
込みが何ヶ所あると、御屋
敷より報告があり、控えも
残っています

(中略)

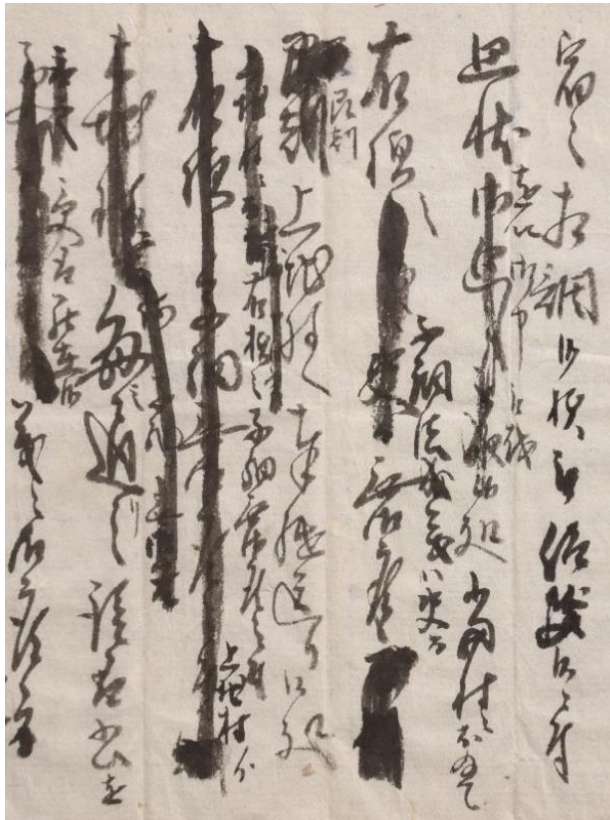
墨のような黒い星は、御屋
敷では見覚えもなく、道中
のどこかで、何かあって付
着したのでは、と御役人様
から疑われています。すぐ
に当品川宿より調べ、宿場
ごとに書付を差し出すよう
に命じられたので、ご連絡
します。

11 廻状返書控

110 三河国幡豆郡瀬戸村永井家文書 743



巳(文化6年)12月19日作成史料の控え。証文への汚れ付着の疑惑に対して、当村ではそのような不調法はなく、次の上地村に送った旨が書かれている。書き直しの跡が何層もあり、推敲を重ねていたことが窺われる。



翻刻

(前略)

宿々相調候様被仰聞候二付、

廻状を以御申被越候処、当村ニおゐて

右様之不調法成義ハ、決而無御座候、

即刻上地村へ奉継送り候処、

右様之子細無御座候付、上地村方

毎之通り之請取書を

受取罷在候義ニ御座候間、

(後略)

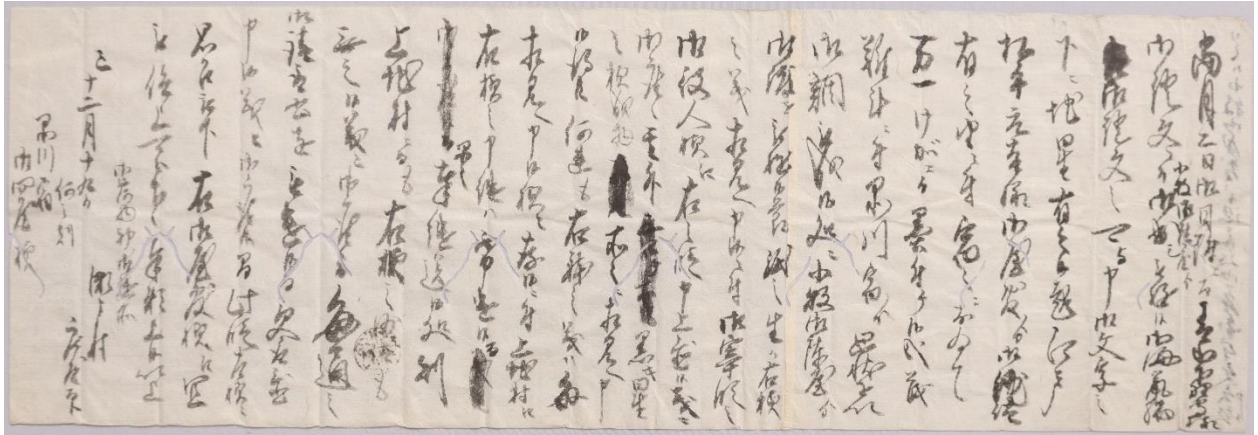
意訳

宿ごとに調べるよう命じられたと、廻状にて連絡がきました。

瀬戸村では、そのような不手際は決してありませんでした。すぐに次の上地村に廻状を届けたところ、上地村も同様に不手際もなく、いつも通り受取書を貰いました。

このわたしよもんと あ そうふじょうあん
 12 海鼠腸証文問い合わせにつき送付状案

110 三河国幡豆郡瀬戸村永井家文書 745



巳(文化6年)12月19日作成。海鼠腸証文に付着した汚れの調査に対する返答書案。端裏書によれば、小牧陣屋にて作成中に差し替えられたため、お披露目されることはなかった。「御差図」とあることから、目上の者に止められたと思われる。

採用されたのはどっち？

品川宿からの問い合わせに対して、瀬戸村には2種類の返答書が残されており、一見すると、何度も書き直している史料を案文と思いたくなる。しかし端裏書によると、そちらの文面が採用されたことが分かり、それにより返答書の内容を復元して確認することができた。



意訳
 これは小牧屋敷で書いていたところ、指示により文
 言を書き替えました

翻刻
 是ハ小牧御屋敷ニ而認申候処、御差図ニ付文言替申候

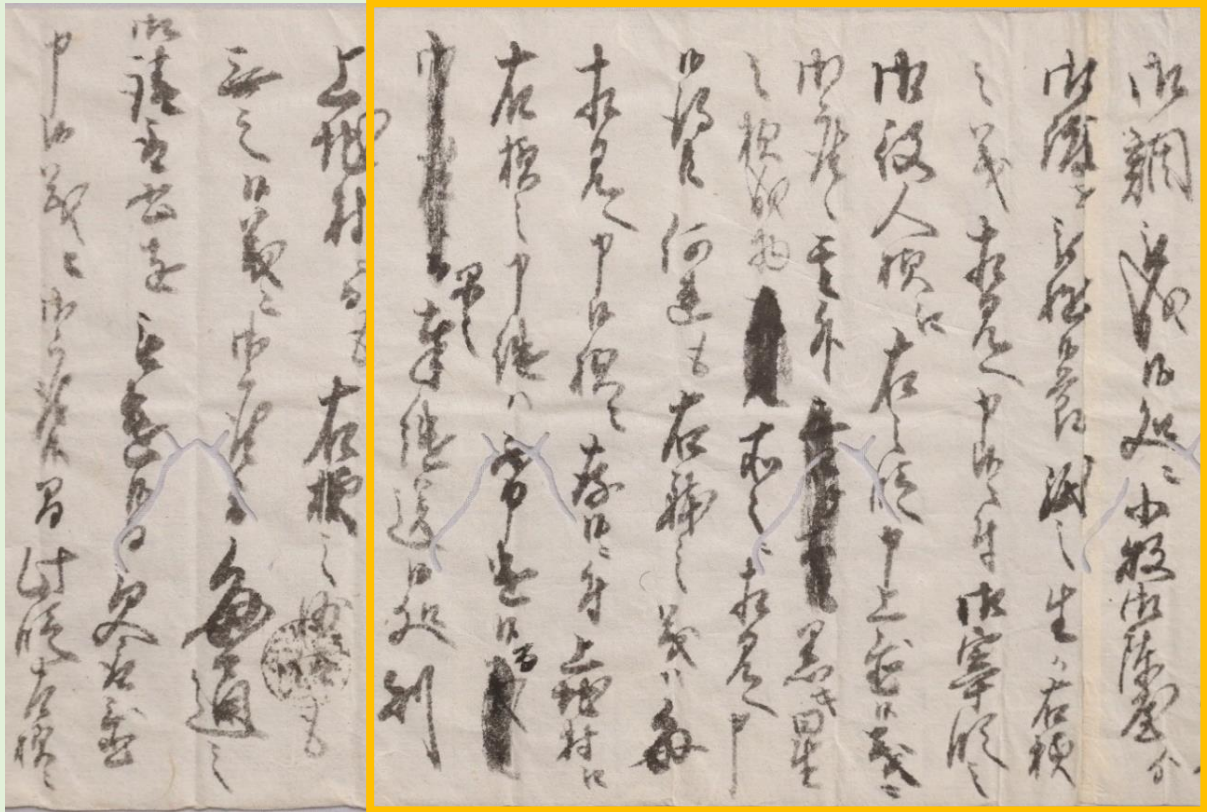


意訳
 文化六年(一八〇九)巳十二月十九日
 品川宿より届いた廻状へこの文面通りに書いて返事をしました

翻刻
 巳十二月十九日
 品川宿方之廻状江、此通認相添返し申候

数百年越しに明かされた本音

控えと下書き、2つの文面を読み比べてみると、下書きにしかない文面があり、「黒い星のようなものは紙のあちこちに見えたが、それはよくあること」など、赤裸々な状況が書かれている。隠された本音が、まさか数百年後に露見するとは、よもや誰も思わなかっただろう。



翻刻

(前略)小牧御陣屋方

御渡を被遊候節、紙之生ハ右様

之義、相見へ申候ニ付、御宰領之

御役人様江右之段申上置候義ニ

御座候、其外黒キ星

之様成物、所々ニ相見へ申

候得共、何れも右躰之義ハ、毎

相見へ申候様ニ存候ニ付、上地村江

右様之申継ハ不申遣候而、

早々奉継送候(後略)

意識

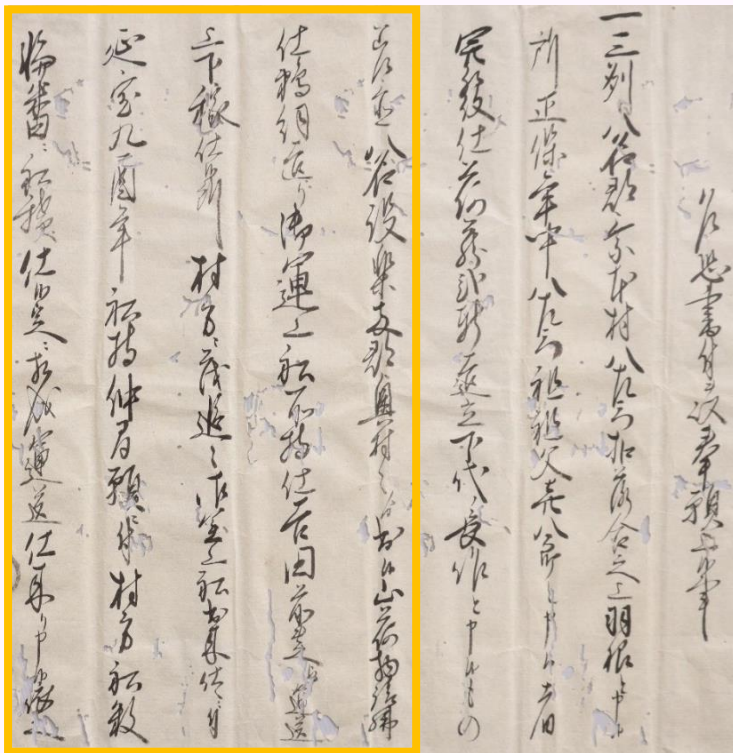
小牧陣屋より証文を渡された時、汚れのようなものは既にありましたので、御役人様にも、そのことはお伝えしました。黒い星のような物は、あちこちに見えましたが、そうした汚れはいつも見えていて、よくあることです。だから、次の上地村にも汚れのことは特に伝えず、すぐに送り届けました。



文化13年(1816)作成。豊川水運の運航ルールが書かれた、文化14年(1817)作成の通船掟書の案文。文中には、船頭(船人)の願いで条文が変更されたことが記されている。また一部には、寛政8年(1796)船人連印請書控に記された内容も反映されている。

乗本村菅沼八左衛門と豊川水運

乗本村(現在の愛知県新城市乗本)は、寒狭川と宇連川の合流地点に位置し、豊川水運において重要な拠点でした。そんな乗本村で菅沼八左衛門は、「為屋」という屋号で回漕業を営んでいましたが、延宝9年(1681)より、為屋の物資の輸送を村内の人々が担当したことで、家族の生活を支えるだけでなく、村人の生計をも支える、重要な産業へと位置付けられました。

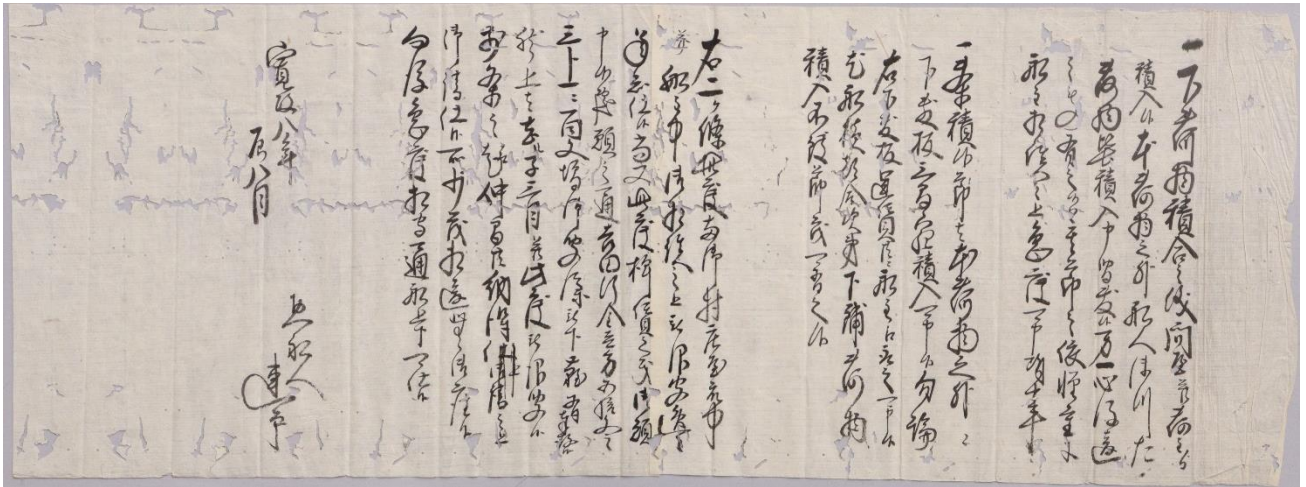


翻刻
(前略)

差置八名・設楽郡奥村々方出候山荷物請払
仕、鵜飼造り御運上船所持仕、吉田前芝江運送
上下稼仕候所、村方ニ茂追々御運上船出来仕候ニ付、
延宝九酉年船持仲間願ニ付、村方船数
輪番ニ船積仕候定ニ相成運送仕来り申候(後略)

意識

八名郡・設楽郡の山奥の村々から出荷された荷物を売買し、鵜飼船で吉田や前芝へ運送して商売をしつつ、税金を納めていたところ、次第に乗本村内でも、同業者が増えてきました。延宝九年(一六八一)年に船を所持する仲間からの願いで、村内の船が順番に為屋の荷物を積むように取り決め、水運を行うようになりました。

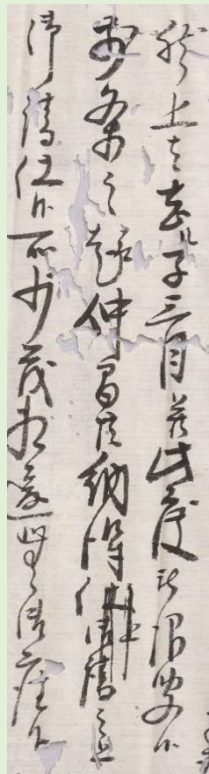


寛政8年(1796)8月作成。鶴飼船水運の規定変更に対して、惣船人が了承した旨が記された請書。文中には「去ル子」(寛政4年)3月の条文と共に今回の条文も了承したとある。また一部は、文化14年(1817)作成の通船掟書に反映されている。

船人も掟書の条文を変更できた？

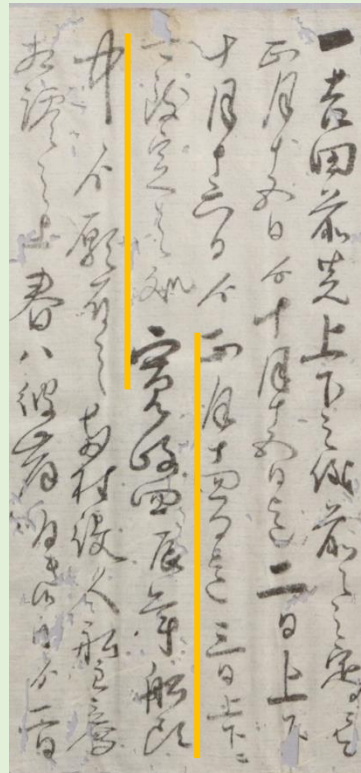
これまでは、乗本村の水運は船を所有する船持と、船を操る船人は、従属的な関係と考えられていた。掟書の文言上で船持が条文を伝え、それを船人が了承しているためである。

しかし、掟書の条文には「船人の願いにより条文を変更した」と書かれている。請書にも同じ内容があることから、船人にも掟書を変更する手段があったと考えられる。



意識
寛政四年三月と今回お伝えの条文共に、船人仲間一同納得しました

翻刻
然上者、去ル子(寛政四年)三月并此度被仰聞候
前条之趣、仲間共納得之上
御請仕候(後略)

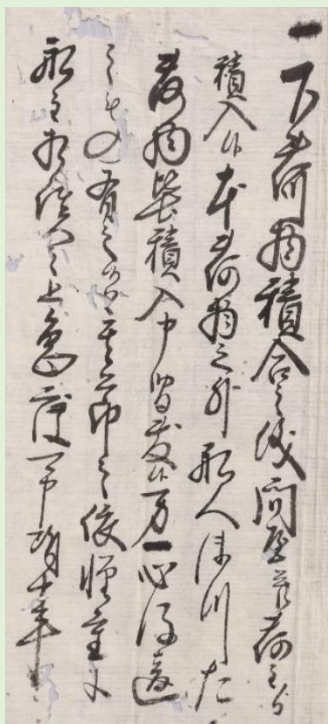
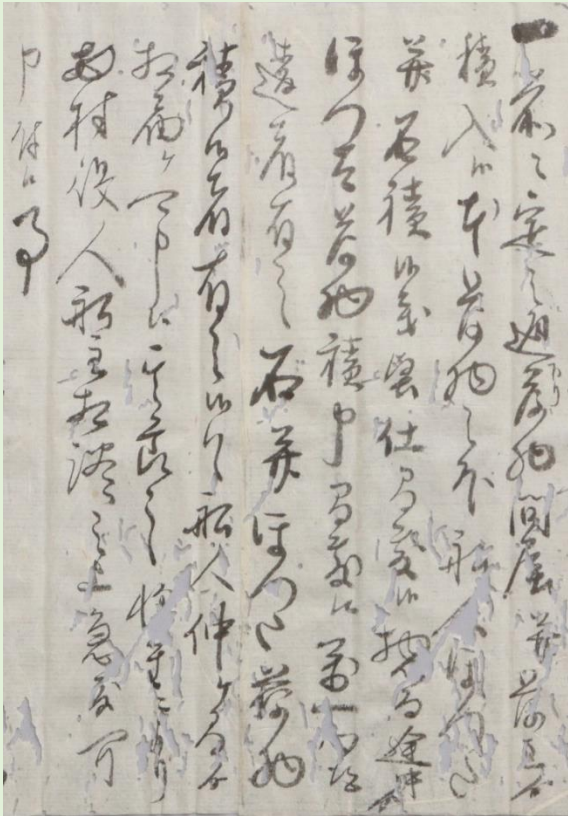


翻刻
(前略) 寛政四辰年船頭
中方願有之(後略)

意識
寛政四年に船人達から
願いがあり

船人も運営の主体なのか？

「惣船人連印」と書かれていることから、この請書は手元に残す控え文書だと思われる。実際に条文が掟書に反映されていたかを確認すると、「ほつた荷(個人的な荷物)」禁止の条文があり、文言も請書の条文と似ている。このことから、18世紀末段階の船人は、自分達の考えを掟書に反映させる手段があり、水運の運営にも主体的に参加していたと考えられる。



翻刻

一前々定之通、下り荷物問屋并荷主方
積入候本荷物之外、船人ほつた
并石積候義堅仕間敷候、惣而途中方
ほつた荷物積申間敷候、万一心得
違者有之石并ほつた荷物
積候者有之候ハ、船人仲ケ間方
相届ケ可申候、其節之軽重ニより
両村役人・船主相談之上、急度可
申付候事

意訳

一これまでの定め通りの通り、下り荷物は問屋と荷主が積んだ本荷物以外、船人の個人的な荷物や石は積まないこと。道中でも船人の個人的な荷物は積まないこと。万が一違反者がいたら、船人仲間から報告すること。その時の過失の度合いに応じて、村役人と船持が相談して必ず申し付けること

翻刻

一下り荷物積合之儀、問屋并荷主方
積入候本荷物之外、船人ほつた
荷物堅積入申間敷候、万一心得違
之もの有之候ハ、其節之依軽重に、
船主相談之上急度可申附事

意訳

一下り荷物を積む時、問屋と荷主が積んだ本荷物以外の、船人の個人的な荷物は決して積まないこと、万が一違反した者がいたら、その時の過失の度合いに応じて、船持が相談して必ず申し付けること

デジタルとアナログの狭間で

愛知大学では、2021年6月より[愛知大学貴重資料デジタルギャラリー](#)を開設し、図書館や各研究所の所蔵資料の一部をデジタル公開しています。肉眼では確認できなかった細部や、巨大な絵図の全体像を、インターネット上で手軽に見ることができるようになりました。

一方で史料の受け入れも継続しています。東海圏という広域が対象のため、研究員などを通じて各地から相談が間々あります。今回展示している史料も、ご家族が大切に保管していた戦時中の史料を残すため方々に連絡し、巡り巡って郷土研へとやってきた貴重な史料です。



【おもな参考文献】

- ・維新史料綱要データベース (<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w03/search>)
- ・愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編 6 近代 1』 2017 年
- ・庄司吉之助、林基『民衆運動の思想 日本思想体系 58』岩波書店 1970 年
- ・金澤佳音「三河加茂一揆の再検討 一揆の段階的変質を手がかりに」『日本史攷究』49 号 日本史攷究会 2025 年
- ・新編西尾市史編さん委員会編『新編西尾市史 資料編 3 近世 1』2021 年
- ・吉良町史編纂委員会編『吉良町史 中世後期・近世』1999 年
- ・新城市誌編集委員会編『新城市誌』1963 年

「歴史のバックヤード探訪

—どんなモノにもウラがある—

公開日 2026年6月26日

編集 愛知大学総合郷土研究所